深田電機株式会社

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

全従業員が働きやすい環境をつくることにより、育児社員も仕事と両立しやすく、理解されやすい職場づくりを目指すため、次のように行動計画を策定する。

■計画期間

令和4年12月1日~令和7年3月5日まで

■内 容

【目標1】

自身もしくは配偶者が妊娠した従業員と会社による、妊娠報告面談の実施および育児休業取得の 意向確認を必須とする。

〈対 策〉

令和 4 年 12 月~

- ①育児休業に関する制度の全社広報を行う。
- ②育児休業制度に関する相談窓口(本社管理部総務課設置)の周知を行う。
- ③管理職への教育・研修を実施し、取得しやすい環境整備を行う。

【目標2】

全社員の有給休暇取得率平均70%以上の達成を目指す。

〈対 策〉

令和4年12月~

- ①ワークライフバランス休暇制度を全社的に推進する。
- ②時間単位の有給休暇取得の推進。

【目標3】

テレワーク環境、時間単位有給取得の整備・推進。

〈対 策〉

令和 4 年 12 月~

- ①テレワーク勤務制度の周知、社内浸透を図る。
- ②時間単位の有給休暇取得制度の周知。

以上

深田電機株式会社

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

全従業員が働きやすい環境をつくることにより、女性が働きやすく、活躍できるような職場づくりを目指すため、次のように行動計画を策定する。

■計画期間

令和6年4月1日~令和11年3月5日まで

■内 容

【目標1】

女性営業職の採用を1人以上行う。

〈対 策〉

令和6年4月~

- ①女性営業職の積極的な採用を行う。
- ②女性活躍推進企業データベースへの登録を行う等、会社のPRを強化する。

【目標2】

課長以上の女性管理職を1人以上増やす。

〈対 策〉

令和6年4月~

- ①一人一人の中長期的なキャリアプランの把握・作成。
- ②スキルアップのための研修の実施。
- ③女性労働者の配置拡大を行う。

以 上